



平成 26 年 3 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社アシックス
代表者名 代表取締役社長 CEO 尾山 基
(コード：7936 東証第 1 部)
問合せ先 取締役常務執行役員 橋本 幸亮
TEL. (078)-303-6830

会 社 名 アシックス商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 眞木 秀樹
(コード：9814 東証第 2 部)
問合せ先 管理本部経理部長 大原 正博
TEL. (078)-795-2000

株式会社アシックスによるアシックス商事株式会社の 株式交換による完全子会社化について

本日、株式会社アシックス（以下「アシックス」といいます。）及びアシックス商事株式会社（以下「アシックス商事」といいます。）は、アシックスを株式交換完全親会社とし、アシックス商事を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことをそれぞれの取締役会にて決議し、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しましたので、お知らせいたします。

なお、本株式交換の効力発生日に先立つ平成 26 年 3 月 20 日に、アシックス商事の普通株式は上場廃止（最終売買日は平成 26 年 3 月 19 日）となる予定です。

1. 本株式交換の目的

アシックスは、平成 25 年 11 月 6 日付「当社子会社であるアシックス商事株式会社（証券コード 9814）株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「本公開買付けプレスリリース」といいます。）に記載のとおり、アシックス商事の完全子会社化をめざして、平成 25 年 11 月 7 日から同年 12 月 18 日まで、アシックス商事の普通株式の全て（ただし、アシックス及び、同社の完全子会社である山陰アシックス工業株式会社（以下「山陰アシックス工業」といいます。）が所有するアシックス商事の普通株式及び同社が所有する自己株式を除きます。）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しました。その結果、本日現在、アシックスは、山陰アシックス工業による所有分と合算して、アシックス商事の普通株式 7,962,952 株（アシックス商事の発行済株式数 8,842,636 株（平成 25 年 12 月 31 日現在））に対する所有株式数の割合にして 90.05%（小数点以下第三位四捨五入）を所有しております。

本公開買付けプレスリリースに記載のとおり、アシックスは、アシックス商事をその完全子会社とすることを企図しており、本公開買付けにより、アシックスはアシックス商事の普通株式の全てを取得できなかったことから、アシックス及びアシックス商事は、この度、本株式交換により、アシックス商事をアシックスの完全子会社とすることといたしました。

アシックスによるアシックス商事の完全子会社化の目的につきましては、既に本公開買付けプレスリリース、アシックス商事が公表した平成 25 年 11 月 6 日付「支配株主である株式会社アシックスによる当社普通株式に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関する意見表明のお知らせ」でご説明しておりますが、具体的な内容は以下のとおりです。

現在、アシックス及びその子会社（平成 25 年 3 月 31 日時点、全 51 社。以下、アシックスを含めて「アシックスグループ」といいます。）は、グローバル規模での持続的成長を志向した中期経営計画『アシックス・グロース・プラン 2015（以下「AGP2015」といいます。）』を掲げ、平成 27 年度までに連結売上高 4,000 億円達成の実現を目指しております。そして、基本方針である「グループ全体で、お客様起点の活動を強化する」のもと、基本戦略としてアスレチックススポーツ事業、スポーツライフスタイル事業、健康快適事業という三つの事業領域（ビジネスドメイン）において、革新的な価値の提供とお客様ニーズ対応の融合（製品戦略）、グローバル組織の構築（組織戦略）を核とした事業戦略を遂行しております。

一方、アシックス商事はアシックスの前身である「オニツカ株式会社」に対し靴資材の販売を行っていたことから両社創業者間の信頼関係が構築された経緯で、アシックスがアシックス商事の第三者割当増資を引き受け、昭和 62 年にはアシックス商事に対するアシックスの持株比率が間接所有分も含め 50.00%になったのを機に、アシックス商事は「アシックス商事株式会社」に商号変更し、現在に至っております。

その後、アシックス商事の株式上場（平成 3 年に証券会員制法人大阪証券取引所市場第二部上場、平成 15 年に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部上場）などを経て、アシックスは、アシックスグループ全体の更なる売上拡大、企業価値向上を目的として、平成 19 年にアシックス商事との間で、商品力の強化やグローバルな事業拡大、事業の合理化・コスト削減などの業務提携を行うことで合意するとともに、アシックス商事に対して公開買付けを実施（公開買付け価格 2,150 円）し、公開買付けの結果、議決権比率が 35.84%から 51.09%となりアシックス商事を連結子会社といたしました。

アシックス商事の主な事業は、国内向けの比較的低価格な普段履きシューズ（汎用シューズ）、海外向けの中価格帯スポーツシューズ及びシューズ用資材の販売であり、シューズ商品については、自社で企画・開発し、海外メーカーへ委託生産して仕入れた上で、国内の小売店等及びアシックスの海外販売子会社に販売しております。また、アシックス商事はその完全子会社であるニッポンスリッパ株式会社を通じて、スリッパ・日用品等の企画・販売も行っております。

今後、アシックスグループを取り巻くスポーツ用品業界は、健康志向によるスポーツへの関心の高まりやランニングブーム、さらには新興国市場の拡大を背景に、引き続き堅調に推移すると予想されます。このような情勢のもと、アシックスグループは、中期経営計画AGP2015に基づき、世界本社機能の更なる強化、世界最大市場の北米と高成長市場の新興国での事業拡大及び日本事業の強化・拡大に取り組み、グローバル化が進展する経営環境に即応し、持続的な成長に努めている状況にあります。

こうした中、アシックスとアシックス商事は、中期経営計画AGP2015の目標の実現に向けて、平成 25 年 8 月下旬のアシックスの提案を契機として、アシックスは、アシックス及びアシックス商事から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任した上で、アシックス商事は、アシックス及びアシックス商事から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして北浜法律事務所・外国法共同事業を選任した上で、アシックス商事及びアシックスグループの更なる企業価値向上を目的とした諸施策並びに本公開買付け及び本株式交換の諸条件について複数回に亘る協議を重ねてまいりました。その結果、アシックスが本公開買付けを通じてアシックス商事を完全子会社化することによって、アシックスの持つブランド力や信用力等の経営資源をアシックス商事が最大限活用することが可能となる、より緊密な協力体制を構築し、アシックス商事において機動的かつ迅速な組織体制を構築することが、アシックス商事の更なる成長を実現する最善策であり、アシックス商事及びアシックスグループの企業価値を最大化させることになるとの結論に至りました。更に、アシックス商事がアシックスの完全子会社となることは、両社の親子上場に係る潜在的な利益相反問題の可能性を排除し、またアシックス商事の上場維持コストの負担軽減によりアシックス商事及びアシックスグループの更なる経営管理体制の効率化やスリム化を可能にするものであります。

アシックスグループの中期経営計画であるAGP2015 目標必達のために、アシックスはアシックス商事を完全子会社化し、連携を深めていくことで、経営資源の集中、商品イノベーション、管理、マーケティング等の協業等を通じて、成長速度の加速、競争基盤の拡充を共に目指してまいります。アシックス商事がアシックスの完全子会社となることで、両社間においてより迅速かつ緊密な事業面での連携及び機能再編が可能となります。具体例として、アシックスグループが保有する商標・特許・意匠等の知的財産権や各種の技術情報等及び

アシックスのマーケティング活動におけるノウハウを活用した事業展開を両社で推進することで、アシックス及びアシックス商事が一体となって、アシックスブランド及びアシックスグループ保有のブランドのブランドマネジメント及びブランド価値の向上を図ります。また、知的財産権の適切な管理体制の構築など、管理面におけるアシックスのインフラ及びノウハウをアシックス商事と共有することによって効率的な組織運営を実現します。両社間で共通する業務については、資材調達の一元化及び製品材料の共有化等の業務の集約化・再編を実施するなど、アシックスグループ内で相互連携の強化・合理化を行うことでコスト面の削減を目指します。さらには、ガバナンス強化が求められる環境下、アシックスグループの行動規範、CSR方針に則った経営の一層の徹底や浸透を通じて、アシックス商事の経営品質及びグループ経営の透明性を向上し、強固なガバナンス及びコンプライアンス体制を構築することで、持続的な成長基盤の拡充に取り組んでいきたいと考えております。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

取締役会決議日（両社）	平成26年3月4日
株式交換契約締結日（両社）	平成26年3月4日
最終売買日（アシックス商事）	平成26年3月19日（予定）
上場廃止日（アシックス商事）	平成26年3月20日（予定）
株式交換の予定日（効力発生日）	平成26年3月26日（予定）

(注1) アシックスは、会社法第796条第3項に定める簡易株式交換の手続により、株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う予定です。アシックス商事は、会社法第784条第1項に定める略式株式交換の手続により、株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う予定です。

(注2) 株式交換の予定日（効力発生日）は、アシックス及びアシックス商事の合意により変更されることがあります。

(2) 本株式交換の方式

アシックスを株式交換完全親会社、アシックス商事を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、アシックスについては、会社法第796条第3項に定める簡易株式交換の手続により、株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う予定であり、アシックス商事については、会社法第784条第1項に定める略式株式交換の手続により、株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	アシックス (株式交換完全親会社)	アシックス商事 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	1.33
本株式交換により交付する 株式数	普通株式：507,555株（予定）	

(注1) アシックス商事の普通株式1株に対して、アシックスの普通株式1.33株を割当交付します。また、アシックスは、その所有する自己株式10,377,980株を本株式交換による株式の割当てに充当する予定であり、アシックスが新たに株式を発行する予定はありません。ただし、アシックスが本株式交換によりアシックス商事の普通株式の全部（ただし、アシックスが保有するアシックス商事の普通株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）に所有するアシックス商事の普通株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) アシックス商事は、本日開催したアシックス商事の取締役会決議により、アシックス商事が所有する自己株式及び基準時までアシックス商事が所有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含

みます。)の全部を、基準時において消却することを決議しております。詳細については、アシックス商事が本日公表した「自己株式の消却に関するお知らせ」をご参照下さい。

(注3) 単元未満株式の取扱い

アシックス普通株式は100株を1単元として東京証券取引所において取引されておりますが、本株式交換に伴い、アシックスの単元未満株式を所有することとなる株主の皆様については、アシックス普通株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増制度 (100株への買増し)

アシックスの単元未満株式を所有する株主の皆様が、その所有する単元未満株式の数と併せて1単元(100株)となる数の株式をアシックスから買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度 (単元未満株式の売却)

アシックスの単元未満株式を所有する株主の皆様が、その所有する単元未満株式をアシックスに対して買い取ることを請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換により交付されるべきアシックス普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、アシックスは、当該端数の交付を受けることとなるアシックス商事の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数に応じた金銭を交付します。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

アシックス商事は、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しておりません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

上記1.「本株式交換の目的」に記載のとおり、アシックスとアシックス商事は、平成25年8月下旬のアシックスからの提案を契機に、アシックスは、アシックス及びアシックス商事から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券を、リーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任し、アシックス商事は、アシックス及びアシックス商事から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券を、リーガル・アドバイザーとして北浜法律事務所・外国法共同事業を選任のうえ、アシックス商事及びアシックスグループの更なる企業価値向上を目的とした諸施策並びに本公開買付け及び本株式交換の諸条件について複数回に亘る協議を重ねてまいりました。

その結果、アシックスがアシックス商事を完全子会社化することによって、アシックスの持つブランド力や信用力等の経営資源をアシックス商事が最大限活用することが可能となる、より緊密な協力体制を構築し、アシックス商事において機動的かつ迅速な組織体制を構築することが、アシックス商事の更なる成長を実現する最善策であり、アシックス商事及びアシックスグループの企業価値を最大化させることになるとの結論に至り、本公開買付けを実施しました。

本公開買付けプレスリリースに記載のとおり、アシックスは、株式交換の方法によりアシックス商事を完全子会社化することを企図し、その際には、株式交換によりアシックス商事の株主の皆様が受け取る対価(アシックスの株式。ただし、アシックスの1株未満の端数を割り当てられた場合は、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数部分に応じた金銭の交付となります。)を決定するに際してのアシックス商事の株式の評価は、本公開買付けのアシックス商事の株式の買付価格(1株につき、金2,500円。以下「本公開買付価格」といいます。)と同一の価格にすることとし、その効力発生日を遅くとも平成26年4月頃を目途に設定して実施することとしていたことから、今般、株式交換の方法によりアシックスがアシックス商事を完全子会社化することを決定しました。

アシックス及びアシックス商事は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に慎重に検討し、また、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの諸条件及び結果並びにアシックスの普通株式の市場株価水準その他の諸要因を勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねま

した。

具体的には、アシックスは、下記（４）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成26年3月3日付で受領した株式交換比率算定書、アシックス及びアシックス商事と利害関係を有しないリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所からの助言等を踏まえて慎重に検討した結果、上記2.（３）「本株式交換に係る割当ての内容」の株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は妥当であり、アシックス及びアシックス商事の株主の皆様を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

他方、アシックス商事は、下記（４）「公正性を担保するための措置」及び下記（５）「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である大和証券から平成26年3月3日付で受領した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである北浜法律事務所・外国法共同事業からの助言、アシックスと利害関係のない社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている松本邦雄氏から平成26年3月4日付で受領した本株式交換はアシックス商事の少数株主の皆様にとって不利益なものではない旨を内容とする意見書その他の関連資料並びに本公開買付けに応募したアシックス商事の株主の皆様と応募しなかった株主の皆様との間の公平性の要請等を踏まえ、アシックスによるアシックス商事の完全子会社化を目的とした本株式交換に関する諸条件について慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は大和証券の平成26年3月3日付株式交換比率算定書に照らして合理的な水準であることから、アシックス商事の少数株主の皆様にとって不利益なものではないとの判断に至ったため、下記（５）「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本日開催の取締役会において、アシックスと利害関係を有しない取締役全員の承認により、本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定しました。

その結果、アシックス及びアシックス商事は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本日、本株式交換比率により本株式交換を行うことをそれぞれ決定し、両社間で本株式交換契約を締結しました。

なお、アシックス及びアシックス商事は、それぞれの第三者算定機関から本株式交換比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

また、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

（２）算定に関する事項

① 算定機関の名称及び上場会社との関係

アシックスの第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びアシックス商事の第三者算定機関である大和証券はいずれも、アシックス及びアシックス商事からは独立した算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

アシックス及びアシックス商事は、本株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、本株式交換比率を決定するにあたり、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、アシックスは三菱UFJモルガン・スタンレー証券を、アシックス商事は大和証券を、それぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を分析した上で、アシックス及びアシックス商事の両社について、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価分析（平成26年2月28日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるアシックスの普通株式及び東京証券取引所市場第二部におけるアシックス商事の普通株式のそれぞれの、算定基準日の終値、直近1か月間及び直近3か月間の各取引日における終値平均値、並びに、平成26年2月13日付「2019年満期ユーロ円建取得条項付転換

社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」の公表日の翌営業日（平成 26 年 2 月 14 日）から算定基準日までの取引日における終値平均値を算定の基礎としております。）を、また、アシックス商事には比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF 分析」といいます。）を採用いたしました。

なお、アシックス普通株式 1 株当たりの価値を 1 とした場合の株式交換比率の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価分析	1.24～1.39
類似会社比較分析	0.94～1.38
DCF 分析	1.15～1.64

（注）三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、株式交換比率の分析に際し、アシックス若しくはアシックス商事から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて、アシックス及びアシックス商事の財務予測に関する情報については、アシックス及びアシックス商事の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。また、アシックス又はアシックス商事とそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して、独自の評価・査定は行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析は、平成 26 年 2 月 28 日までの上記情報を反映したものであります。

一方、大和証券は、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を分析した上で、アシックスについては、アシックスが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（平成 26 年 2 月 28 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における基準日の終値、過去 1 ヶ月間の終値単純平均株価、過去 3 ヶ月間の終値単純平均株価及びアシックスによる平成 26 年 2 月 13 日付「2019 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」の公表日の翌営業日（平成 26 年 2 月 14 日）から基準日までの終値単純平均株価）を採用して算定を行いました。

また、アシックス商事については、本公開買付け価格を算定した時点以降に株式価値に重要な影響を与える事象は発生していないことから、本公開買付け価格（1 株につき、金 2,500 円）をその株式価値として採用して算定を行いました。

上記の評価に基づく、アシックスの 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の算定結果（株式交換比率の算定結果）は、1.259 から 1.395 と算定されております。

大和証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券の株式交換比率の算定は、平成 26 年 2 月 28 日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測については、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

（3）上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（平成 26 年 3 月 26 日を予定）をもって、アシックス商事はアシックスの完全子会社となり、アシックス商事の普通株式は平成 26 年 3 月 20 日付で上場廃止（最終売

買日は平成 26 年 3 月 19 日)となる予定です。上場廃止後は、アシックス商事の普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

アシックス商事の普通株式が上場廃止となった後も、本株式交換によりアシックス商事の株主の皆様は割り当てられるアシックス普通株式は東京証券取引所に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能です。アシックス商事の株主の皆様は、株式の所有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、本株式交換によりアシックスの普通株式の割当てを受けることとなりますので、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

なお、アシックス商事の株主の皆様が割当てを受けるアシックスの普通株式のうち単元株式数である 100 株に満たない普通株式は、単元未満株式となりますので、金融商品取引所市場において売却することはできませんが、かかる単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、アシックスに対し、その所有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その所有する単元未満株式の数と併せて 1 単元となる数の株式をアシックスから買い増すことも可能です。かかる取扱いの詳細については、上記 2. (3)「本株式交換に係る割当ての内容」の(注 3)「単元未満株式の取扱い」をご参照下さい。

(4) 公正性を担保するための措置

アシックスは、その完全子会社である山陰アシックス工業による所有分と合算して、既にアシックス商事の発行済株式数の 90.05% (小数点以下第三位四捨五入) を所有していることから、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関である三菱UFJ モルガン・スタンレー証券に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考としてアシックス商事との間で交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを本日、決定しました。なお、アシックスは、本株式交換比率の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。

一方、アシックス商事は、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関である大和証券に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考とし、本公開買付けの諸条件及び結果並びにアシックスの普通株式の市場株価水準その他の諸要因を総合的に勘案した上で、アシックスとの間で交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを、本日決定しました。なお、アシックス商事は、大和証券から、株式交換比率の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。

また、リーガル・アドバイザーとして、アシックスは TMI 総合法律事務所を、アシックス商事は北浜法律事務所・外国法共同事業をそれぞれ選任し、本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。

(5) 利益相反を回避するための措置

アシックス商事は、本公開買付けプレスリリースの 1. (3) の⑤「当社との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手」に記載のとおり、本公開買付け及び本株式交換からなる一連の取引(以下「本取引」といいます。)における意思決定の恣意性を排除し、アシックス商事の意思決定の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、アシックスと利害関係のないアシックス商事の社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている松本邦雄氏から、平成 25 年 11 月 6 日付で、(a) 本取引はアシックス商事の企業価値向上に資すること、(b) 本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められること、(c) 本公開買付け価格及び本株式交換において予定されている株式交換比率を含む本取引の諸条件は妥当なものであり、少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする意見書を入手いたしました。

また、アシックス商事は、本株式交換を検討するにあたって、松本邦雄氏に対し、本株式交換がアシックス商事の少数株主の皆様にとって不利益なものでないかについて諮問しました。

松本邦雄氏は、上記諮問事項について慎重に検討を行い、その結果、アシックス商事は、同氏から、

平成 26 年 3 月 4 日付で、(a)本株式交換における株式交換比率は第三者算定機関である大和証券の算定結果との対比からもアシックス商事の少数株主にとって不利であるとは認められないこと、(b)本株式交換における株式交換比率を定めるに当たり、アシックス及びアシックス商事の株式価値の把握方法が特に不合理であるとは認められないこと、(c)アシックス商事が、本株式交換に際し、利益相反を回避し、本株式交換の公正性を担保するための相応の措置を講じているものと認められること等を踏まえれば、本株式交換はアシックス商事の少数株主の皆様にとって不利益なものであるとは認められない旨を内容とする意見書を入手しております。

また、アシックス商事は、第三者算定機関である大和証券から提出を受けた株式交換比率における算定結果、北浜法律事務所・外国法共同事業からの法的助言、独立役員から提出を受けた意見書の内容等を踏まえ、本株式交換に関する諸条件について慎重に協議・検討した結果、本日開催の取締役会において、田嶋弘吉氏、和田清美氏及び佐野俊之氏を除く取締役（全 6 名のうち参加者 3 名）の賛成により、本株式交換を承認する旨の決議をいたしました。また、当該取締役会では、アシックス商事の全ての監査役（全 3 名）がいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、和田清美氏はアシックスの前代表取締役であって現在相談役であり、佐野俊之氏はアシックスの取締役常務執行役員を兼務しているため、本株式交換に関し利益相反の疑いを回避する観点から、両氏は上記の決議に関する審議には一切参加しておりません。

4. 本株式交換の当事会社の概要

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名 称	株式会社アシックス	アシックス商事株式会社
(2) 所 在 地	神戸市中央区港島中町七丁目 1 番 1	兵庫県神戸市須磨区弥栄台三丁目 5 番 2 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 CEO 尾山 基	代表取締役社長 眞木 秀樹
(4) 事 業 内 容	各種スポーツ用品等の製造及び販売	スポーツシューズ、一般シューズ、シューズ用資材の国内及び海外販売
(5) 資 本 金	23,972 百万円	3,112 百万円
(6) 設 立 年 月 日	昭和 24 年 9 月 1 日	昭和 30 年 1 月 24 日
(7) 発 行 済 株 式 数	199,962,991 株	8,842,636 株
(8) 決 算 期	3 月 31 日	3 月 31 日
(9) 従 業 員 数 (平成 25 年 3 月 31 日 現 在)	(連結) 5,937 名	(連結) 278 名
(10) 主 要 取 引 先	国内外の企業等	アシックス海外販売子会社、 国内 GMS・靴専門店
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社みずほ銀行	株式会社三井住友銀行
(12) 大株主及び持株比率	株式会社三菱東京UFJ 銀行 3.93% 株式会社三井住友銀行 3.30% 日本生命保険相互会社 3.00% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 2.80% 株式会社みずほ銀行 2.78% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信	株式会社アシックス 50.42% 田嶋 弘吉 4.40% 日本トラスティ・サービ 3.38% ス信託銀行株式会社（信託口） 株式会社三井住友銀行 2.43% 山陰アシックス工業株式 2.26% 会社 アシックス商事従業員持 2.09% 株会

	託口) ステート ストリート バ ンクアンド トラスト カ ンパニー 5 0 5 2 2 5 (常任代理人 株式会社 みずほ銀行) 株式会社みなと銀行 2.10% ザ チェース マンハッタ ンバンク エヌエイ ロン ドンエス エル オムニバ ス アカウント (常任代 理人 株式会社みずほ銀 行) サジヤツプ(常任代理人 1.80% 株式会社三菱東京UFJ 銀行)	上田 實 1.39% 田嶋 チヨ子 1.30% 角田 泰彦 1.13% 日本生命保険相互会社 1.13%
--	---	---

(13) 当事会社間の関係

資 本 関 係	本日現在、アシックスは、アシックスの完全子会社である山陰アシックス工業所有分と合わせて、アシックス商事の発行済株式総数(8,842,636株)の90.05%(小数点以下第三位四捨五入)に相当する7,962,952株を直接又は間接的に所有しております。
人 的 関 係	本日現在、アシックスの取締役常務執行役員である佐野俊之氏及びアシックスの前代表取締役であり現在相談役である和田清美氏が、アシックス商事の社外取締役を兼務しております。
取 引 関 係	アシックス商事は、アシックスが販売する各種スポーツシューズ及びアシックスが使用するスポーツシューズ関連資材の輸出入並びにアシックスとのライセンス契約に基づき、アシックスブランドのスポーツシューズを製造し、アシックスに対してアシックスブランドの使用等によるロイヤリティを支払っております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	アシックス商事は、アシックスの連結子会社であり、関連当事者に該当します。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	アシックス(連結)			アシックス商事(連結)		
	平成23年 3月期	平成24年 3月期	平成25年 3月期	平成23年 3月期	平成24年 3月期	平成25年 3月期
連 結 純 資 産	106,369	115,315	138,078	15,020	15,997	17,583
連 結 総 資 産	200,790	212,343	244,725	17,290	18,821	21,481
1株当たり連結純資産(円)	524.91	569.39	685.10	1,844.20	1,964.15	2,158.90
連 結 売 上 高	235,349	247,792	260,198	20,240	21,150	27,641
連 結 営 業 利 益	21,573	19,628	18,663	1,154	1,624	1,953
連 結 経 常 利 益	19,467	19,702	20,526	1,063	1,765	2,335
連 結 当 期 純 利 益	11,046	12,617	13,773	571	1,001	1,369
1株当たり連結当期純利益(円)	58.26	66.55	72.65	70.16	123.01	168.17
1株当たり配当金(円)	10.00	12.00	12.00	20.00	30.00	35.00

(注1) 平成25年9月30日現在。ただし、特記しているものを除きます。

(注2) 単位は百万円。ただし、特記しているものを除きます。

5. 本株式交換後の状況

		株式交換完全親会社
(1)	名 称	株式会社アシックス
(2)	所 在 地	神戸市中央区港島中町七丁目1番1
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長CEO 尾山 基
(4)	事 業 内 容	各種スポーツ用品等の製造及び販売
(5)	資 本 金	23,972 百万円
(6)	決 算 期	3月31日
(7)	純 資 産	現時点では確定していません。
(8)	総 資 産	現時点では確定していません。

6. 会計処理の概要

本株式交換は、共通支配下取引等のうち、アシックスによるアシックス商事少数株主との取引に該当する見込みです。なお、本株式交換により発生するのれんの金額に関しては、現時点では未定です。

7. 今後の見通し

アシックス商事は、既にアシックスの連結子会社であるため、本株式交換によるアシックス及びアシックス商事の業績への影響は、いずれも軽微であると見込んでおります。

8. 支配株主との取引等に関する事項

アシックスはアシックス商事の支配株主であり、本株式交換はアシックス商事にとって支配株主との取引等に該当します。

アシックス商事が平成25年6月28日に開示した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」においては、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」として、アシックスグループとアシックス商事の間の取引にあたっては、概ね一般取引先と同様の取引条件で取引する等、一定の独立性を確保することにより、少数株主の保護に配慮する方針である旨を記載しております。

本株式交換において、アシックス商事は、上記3. (4)「公正性を担保するための措置」及び(5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、本株式交換の実施を決定しており、かかる対応は上記指針と適合しているものと考えております。

なお、アシックス商事は、上記3. (5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換における意思決定の恣意性を排除し、意思決定の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、同社の支配株主であるアシックスと利害関係を有しない者であって、東京証券取引所に独立役員として届け出ている社外監査役の松本邦雄氏に対し、本取引に係るアシックス商事による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する検討を依頼し、平成25年11月6日付で、本取引に関するアシックス商事の決定は、アシックス商事の少数株主にとって不利益なものでない旨の意見書を取得しております。また、本株式交換にあたっては、同氏から、平成26年3月4日付で、(a)本株式交換における株式交換比率は第三者算定機関である大和証券の算定結果との対比からもアシックス商事の少数株主にとって不利であるとは認められないこと、(b)本株式交換における株式交換比率を定めるに当たり、アシックス及びアシックス商事の株式価値の把握方法が特に不合理であるとは認められないこと、(c)アシックス商事が、本株式交換に際し、利益相反を回避し、本株式交換の公正性を担保するための相応の措置を講じているものと認められること等を踏まえれば、本株式交換はアシックス商事の少数株主の皆様にとって不利益なものであるとは認められない旨を内容とする意見書を入手しております。

以 上

(参考) アシックスの当期連結業績予想(平成26年2月4日公表分)及び前期連結実績

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成26年3月期)	327,000	25,500	25,500	15,000
前期実績 (平成25年3月期)	260,198	18,663	20,526	13,773

(単位:百万円)

(参考) アシックス商事の当期連結業績予想(平成25年10月21日公表分)及び前期連結実績

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成26年3月期)	34,600	2,700	3,200	1,960
前期実績 (平成25年3月期)	27,641	1,953	2,335	1,369

(単位:百万円)